

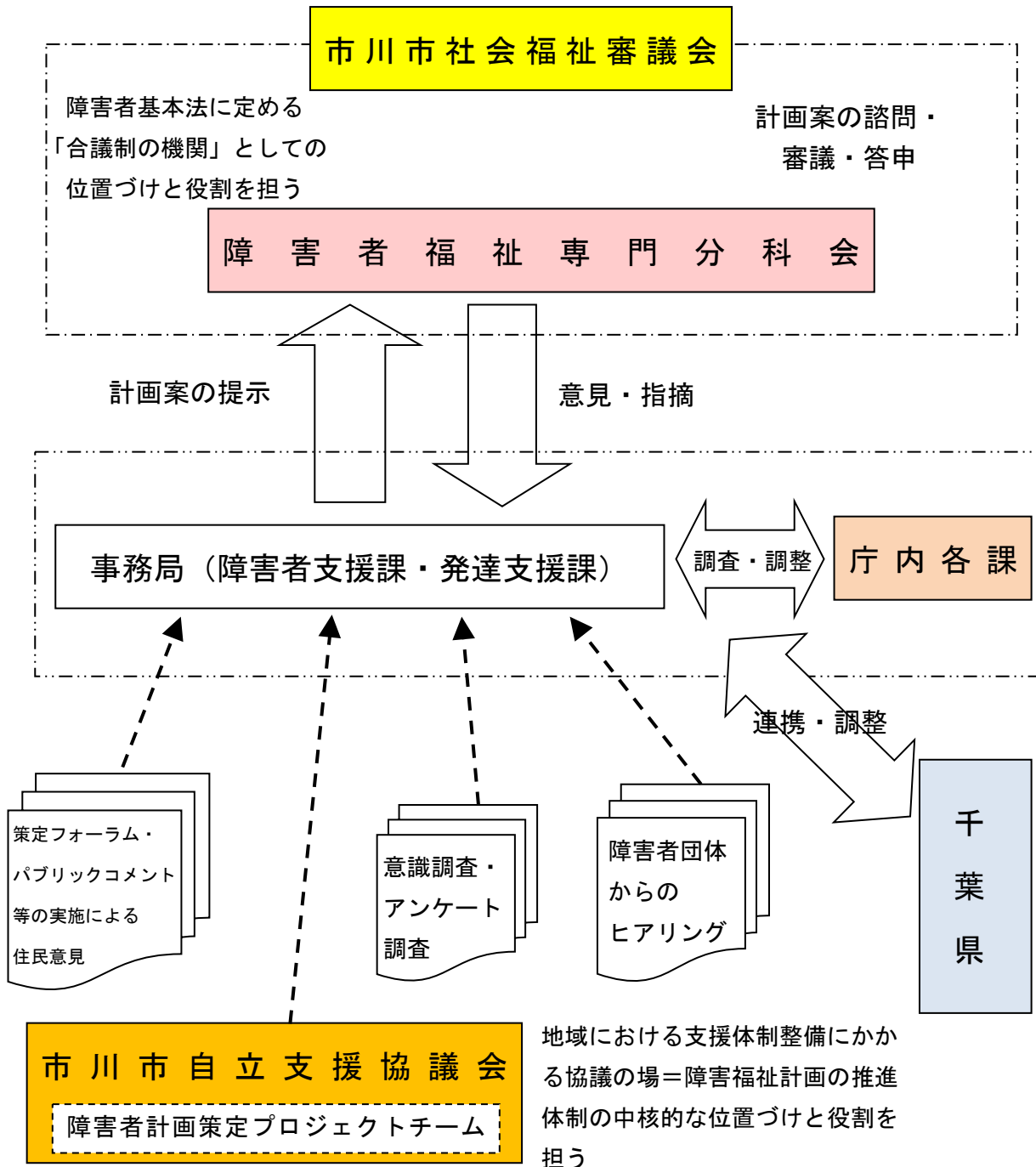
第3部  
資料編



# I 資料

## 1. 策定体制と策定の経過

### (1) 策定体制



## (2) 策定の経過

審議会：社会福祉審議会

分科会：障害者福祉専門分科会

年月日	検討内容等
平成 28 年 8 月～9 月	障害のある方々の暮らしと福祉についての意識調査の実施
平成 28 年 12 月～5 月	障害者計画策定プロジェクトチームの開催
平成 29 年 4 月～5 月	障害者団体へのヒアリングの実施
平成 29 年 7 月	障害児通所支援サービス利用のアンケートの実施
平成 29 年 7 月 12 日	第 1 回審議会（次期障害者計画の策定について）
平成 29 年 7 月 26 日	第 1 回分科会（第 2 次いちかわハートフルプランの進捗状況について報告及び第 3 次いちかわハートフルプラン骨子案について審議）
平成 29 年 8 月 23 日	第 2 回審議会（次期障害者計画の策定について諮問及び第 2 次いちかわハートフルプランの進捗状況について報告） 第 2 回分科会（第 3 次いちかわハートフルプラン素案について審議）
平成 29 年 9 月 20 日	第 3 回分科会（第 3 次いちかわハートフルプラン素案について審議及び市川市自立支援協議会との意見交換）
平成 29 年 10 月 7 日	策定フォーラム（第 3 次いちかわハートフルプランおよび素案に対するパブリックコメントについて PR）
平成 29 年 10 月 7 日～11 月 6 日	第 3 次いちかわハートフルプラン素案に対するパブリックコメントの実施
平成 29 年 10 月 18 日	第 4 回分科会（第 3 次いちかわハートフルプラン原案について審議）
平成 29 年 11 月 29 日	第 5 回分科会（第 3 次いちかわハートフルプラン答申案の審議と決定）
平成 29 年 12 月 27 日	第六次千葉県障害者計画策定フォーラムを本市で開催
平成 30 年 2 月 7 日	第 3 回審議会（分科会審議の最終報告と答申案の審議）
平成 30 年 2 月 14 日	第 3 次いちかわハートフルプランについて、社会福祉審議会より市長職務代理者に答申

## 2. 市川市社会福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 30 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 本市に、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項(市川市介護保険条例(平成 12 年条例第 10 号)第 12 条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例(平成 25 年条例第 13 号)第 2 条第 1 項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。)に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

2 市長は、前項第 3 号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募の方法により選定するものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、審議会の申出に基づき、第 1 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

6 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 専門分科会は、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(事務)

第8条 審議会の事務は、福祉部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

### 3. 市川市社会福祉審議会委員名簿

#### (1) 市川市社会福祉審議会（敬称略）

◎：会長 ○：副会長

条例上の区分	区分	所属等	氏名
学識経験者	学識経験者	淑徳大学	○藤野 達也
	学識経験者	和洋女子大学	庄司 妃佐
	学識経験者	和洋女子大学	◎岸田 宏司
	医療関係者	一般社団法人 市川市医師会	福澤 健次
	社会福祉施設経営者	社会福祉法人 慶美会	高田 俊彦
	経済界	市川商工会議所	戸坂 幸二
関係団体の推薦を受けた者	公益社団法人関係者	公益社団法人 市川市シルバー人材センター	安井 誠一
	障害者団体	特定非営利活動法人 ほっとハート	松浦 竜介
	障害者団体	市川市身体障がい者福祉会	柴田 剛直
	障害者団体	市川手をつなぐ親の会	村山 園
	地域の代表者	市川市民生委員児童委員協議会	堀江 弘孝
	地域の代表者	市川市自治会連合協議会	加藤 良雄
	社会福祉法人関係者	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	萩原 洋
	NPO 法人・ボランティア団体	特定非営利活動法人 市川市ボランティア協会	山崎 文代
関係行政機関	千葉県	千葉県市川健康福祉センター	石原 徳子
市民	市民		小野 恒
	市民		古瀬 敏幸
	市民		和田 四郎
臨時委員		基幹相談支援センター えくる	長坂 昌宗

(2) 障害者福祉専門分科会 (敬称略)

◎ : 会長 ○ : 副会長

所属等	氏名
和洋女子大学	◎庄司 妃佐
市川商工会議所	戸坂 幸二
特定非営利活動法人 ほっとハート	松浦 竜介
市川市身体障がい者福祉会	柴田 剛直
市川手をつなぐ親の会	○村山 園
特定非営利活動法人 市川市ボランティア協会	山崎 文代
千葉県市川健康福祉センター	石原 徳子
	小野 恒
基幹相談支援センター「えくる」	長坂 昌宗



## Ⅱ 参考資料

### 1. 「障害のある方々の暮らしと福祉についての意識調査」について

#### (1) 調査の目的

市川市に居住する障害者の生活、教育、就労、社会参加活動等の実態や現状、あるいは国、県、市による障害者施策やサービスに対する具体的な意向を把握し、調査結果を次期計画の基礎資料とする。

#### (2) 調査の方法

対象：障害にかかる各種手帳を所持する市民（当事者）、手帳を所持しない市民  
方法：郵送による配布・回収

#### (3) 調査期間

平成 28 年 8 月上旬～9 月下旬

#### (4) 回収結果

障害の種別	身体障害	知的障害	精神障害	合計	手帳を所持しない市民
調査対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者		
対象者	1,500	500	500	2,500	500
抽出方法	手帳所持者から無作為抽出				住民基本台帳から16歳以上を無作為抽出
有効回収数 (有効回収率)	868 (57.9%)	269 (53.8%)	240 (48.0%)	1,377 (55.1%)	189 (37.8%)

#### (5) 調査項目

手帳所持者	手帳非所持者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康について</li> <li>・暮らしを取り巻く環境について</li> <li>・暮らしの場や家計について</li> <li>・介助について</li> <li>・外出について</li> <li>・サービス利用の現況と今後の展望について</li> <li>・日中活動について</li> <li>・余暇活動、地域活動について</li> <li>・これからの障害福祉について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康・福祉に対する関心について</li> <li>・日常生活における障害者との関わりについて</li> <li>・余暇活動や障害者を支援する活動について</li> <li>・障害者福祉の情報について</li> <li>・これからの障害者福祉について</li> </ul>

## 2. 「障害児通所支援サービス利用のアンケート調査」について

### (1) 調査の目的

第1期障害児福祉計画を策定するための資料とする。

### (2) 調査方法

- ①調査対象 障害児通所支援事業所を利用している障害児の保護者
- ②調査方法 (i)調査用紙を配布したアンケート形式  
(ii)インターネット回線を利用したアンケート形式
- ③回答方法 (i)市内の障害児通所支援事業所を通じて、調査用紙を各家庭に  
配布・回収  
(ii)インターネット回線を通じて、回答用紙専用ページから回答
- ④調査期間 平成29年7月上旬～8月上旬

### (3) 回収結果

配付数：982

回答数：321（調査用紙による回答数：239、インターネットによる回答数：82）

回答率：32.68%

### (4) 調査項目

#### 【サービスの利用状況と満足度】

- ・利用中のサービスと今後利用したいサービス
- ・サービスの満足度
- ・事業所選択の目安

#### 【障害児支援利用計画書の作成について】

- ・利用計画の作成方法
- ・セルフプランの理由
- ・今後の利用計画作成について

### 3. 障害者計画策定プロジェクトチームについて

#### (1) 開催目的

平成 30 年 3 月に終期を迎える市川市障害者計画基本計画に代わる新たな障害者計画基本計画の基本的な考え方及び施策体系に関する叩き台の作成を目的とする。

#### (2) 協議の経過

年月日	協議内容等
平成 28 年 12 月 13 日	第 1 回障害者計画プロジェクトチーム (障害者施策に関する動向について、現行の障害者計画・障害福祉計画について)
平成 29 年 1 月 24 日	第 2 回障害者計画プロジェクトチーム (本市における現状と課題について①)
平成 29 年 2 月 21 日	第 3 回障害者計画プロジェクトチーム (アンケート調査の結果報告、本市における現状と課題について②)
平成 29 年 3 月 21 日	第 4 回障害者計画プロジェクトチーム (本市における現状と課題について③、施策推進の方向及び分野別の施策名について)
平成 29 年 4 月 18 日	第 5 回障害者計画プロジェクトチーム (障害者計画プロジェクトチーム提案書(案)について)
平成 29 年 5 月 16 日	第 6 回障害者計画プロジェクトチーム (障害者計画プロジェクトチーム提案書について)

(3) 参加メンバー（敬称略）

	役職等	所属等	氏名
市川市自立支援協議会	会長	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	山崎 泰介
	副会長	中核地域生活支援センターがじゅまる	朝比奈 ミカ
	副会長	和洋女子大学	高木 憲司
	委員（相談支援部会）	一般財団法人市川市福祉公社	内野 智美
	委員（相談支援部会）	基幹型支援センター えくる	長坂 昌宗
	委員（生活支援部会）	特定非営利活動法人ほっとハート ほっとハート相談支援事業所リンク	松尾 明子
	委員（生活支援部会）	社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan	磯部 利江子
	委員（就労支援部会）	障害者就業・生活支援センター いちされん	西村 拓士
	委員（就労支援部会）	福祉的就労担当者会議	廣田 聖
	委員	市川市障害者団体連絡会	大井 好美
	委員	市川市障害者団体連絡会	田上 昌宏
	委員	市川市障害者団体連絡会	西口 美恵子
	委員	こども発達支援センターやわた	保戸塚 陽一

## Ⅲ 用語解説

### あ行

#### アクセシビリティ

近づきやすさやアクセスのしやすさのことであり、利用しやすさ、交通の便などの意味を含む。 → 情報アクセシビリティ

#### アジア太平洋障害者の十年

障害者施策の恩恵に浴せない障害者が多い、アジア各国の政府や NGO などに対して啓発を推進するため、国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) が「国連・障害者の十年」(1983～1992年)の後に「アジア太平洋障害者の十年」(1993～2002年)を採択した。その後二度にわたって延長され、現在は 2022 年までとなっている。 → 国連・障害者の十年

#### 移送サービス

福祉有償運送、運転ボランティア、通院介助サービス、福祉車両貸出など、自力での移動が困難な高齢者や障害者（児）などに対して行う輸送・運搬サービスのこと。

#### 一般就労

雇用契約に基づいて企業等に就職すること及び在宅就労すること。 → 福祉的就労

#### e-モニター（イーモニター）

市川市 e-モニター制度（市川市が運営する登録制のアンケート制度）に、モニターとして登録した人。パソコンや携帯電話へ市から電子メールでアンケートや情報を発信して、その回答を市政に反映していく。

#### インクルーシブ教育

インクルーシブとは、「包括的な」や「包み込む」を意味する。インクルーシブ教育とは、子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

#### 仁川（インチョン）戦略

第3次にあたる「アジア太平洋障害者の十年」(2013～2022年)を推進するための行動計画として、韓国の仁川で開催された国連アジア太平洋経済社会委員会の呼びかけによるハイレベル政府間会合において採択された。

#### NPO 法人

NPO は Non-Profit Organization の略で、非営利組織を意味し、そのうち、特定非営利活動促進法に基づいて都道府県または内閣府の認証を受けて設立された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

#### エンパワメント

ここでいうエンパワメント (empowerment) とは、一般的には「障害のある人自身が自らの生活の調整や改善をはかる力を獲得していくこと」を意味するが、この概念の意図するところは、人間の潜在能力を信じて、その発揮を可能にするような社会を実現しようとすることに価値を見出す点にある。したがって単に個人の自立を

促す概念ではなく、個人の属する集団や、あらゆる人の人権をきちんと認めるための社会づくりが包括された概念である。

### **OHC（オーエイチシー）**

オーバーヘッドカメラ（overhead camera）の略で、書画カメラ（しょがカメラ）とも言う。資料など主に平面の被写体をビデオカメラで撮影して映像信号に変換する装置である。主にオーバーヘッドプロジェクター（OHP）など教育やプレゼンテーションの場で利用されてきた機器を置換する目的で利用される。 → 要約筆記

### **オストメイト**

ストーマが造設されている人のこと。人工肛門保有者、人工膀胱保有者ともいう。オストメイトをストーマの種類別に、コロストメイト（結腸ストーマ保有者）、イレオストメイト（回腸ストーマ保有者）、ウロストメイト（尿路ストーマ保有者）というが、各々コロ、イレオ、ウロと簡略化した表現もある。 → ストーマ用装具

## **か行**

### **ガイドヘルパー**

移動が困難な障害者に対して、外出支援（外出時の介助や付き添い）をする資格者のこと。

### **学習障害（LD）**

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す状態。 → 発達障害、発達障害者支援法

### **基幹相談支援センター「えくる」**

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務（身体障害、知的障害、精神障害）及び成年後見制度利用支援

事業等を実施する機関。市町村又は市町村から委託を受けた団体が設置できる。本市では平成29年より委託により設置。

### **強度行動障害**

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言う。適切で専門的な支援を行う必要があり、医療を含めた総合的な支援体制を構築するとともに、障害者福祉施設等の従事者が、専門的な知識や技術を身に付け、本人の生活の質を向上させることが求められている。

### **グループ就労**

指導・監督者の支援の下、障害のある人のグループを企業内で訓練させることで常用雇用への移行を図る取り組みのこと。障害のある人にとってはすぐに一般企業への就職が難しくてもグループ就労を通過点として一般就労を目指すことができ、また企業にとっては実習などの形態よりも自社で採用する人を確保できるといったメリットがある。

### **グループホーム**

障害者総合支援法によって定められた「共同生活援助（障害者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行うもの）」、またはそのサービスを提供する共同住居のこと。

### **グループホーム等支援ワーカー**

「中核地域生活支援センター」等に委託して実施している千葉県独自の事業。支援ワーカー

は、各地域内のグループホーム・ケアホームの事業等への相談支援・普及啓発・新規開設支援等を行う。 → **グループホーム、中核地域生活支援センター**

## ケアマネジメント

ケアマネジメントとは、ケアの必要性（ニーズ）をもつ障害者に対して、本人の生活全般にわたるニーズと、公私にわたるさまざまな社会資源との間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図りつつ、総合的かつ継続的なサービス供給を確保するための機能および手法をいう。ここでいう「ケア」とは、医療・保健・福祉等を含む、社会参加を支援する全ての公私にわたるサービスを意味する。このケアマネジメントの理念は、生活の主体者であるサービス利用者が「望んでいる健全な暮らし、生活」を実現するための「ケア」をマネジメントするものであって、援助者が「利用者の暮らし」をマネジメントするものではない。また、利用者の主体性、自立性、選択性を尊重し、決して専門職だけで決定するのではなく、ケアマネジメントの全てのプロセスにおいて、利用者の意向を十分に生かした上で支援することが重要となる。

## 後期高齢者

現在わが国においては 65 歳以上を高齢者と呼び、高齢者のうち 75 歳以上を「後期高齢者」、65～74 歳を「前期高齢者」と呼ぶ。

## 高次脳機能障害

記憶に照らして認識したり、認識に基づいて判断し、行動したり、計画したりする高度な脳の働きを高次脳機能という。事故や疾病（脳卒中など）により脳に損傷を受けたことで、こうした働きに障害が生じ、記憶障害や欲求・感情のコントロール障害、注意障害等により生活に支障を来たすことを高次脳機能障害という。外

見上は障害が分かりにくい、当事者も障害を十分に認識できていないことがあるといった特性がみられる。

## 合理的配慮

障害のある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。 → **社会的障壁**

## 高齢者サポートセンター

本市における地域包括支援センターの名称。地域包括支援センターとは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

## 国際障害者デー

1983 年から 10 年間にわたり世界的に進められた障害者に関する行動計画「国連障害者の十年」の終結に当たり、1992 年の国連総会で毎年 12 月 3 日を国際障害者デーとすることが宣言され、加盟国に対し、障害を持つ人々の社会参加を一層促進するため、この国際障害者デーに重点を置くよう呼び掛けがなされた。 → **国連障害者の十年**

## 国際障害者年

1981 年、国連決議により、身体障害、知的障

害、精神障害の全ての障害者を対象に「完全参加と平等」をテーマとして実施され、その理念と主な原則、各国のとるべき措置、国連の事業等についての指針が示された。

### 国際障害分類 (ICIDH)

International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps の訳。「障害」という概念について WHO が 1980 年に公表した試案のことで、「機能障害」、「能力低下」、「社会的不利」という次元で障害の構造を明らかにしたが、「障害をマイナスの側面からしか捉えていない」「環境などの背景因子が考慮されていない」などの問題点も指摘された。

### 国際生活機能分類 (ICF)

International Classification of Functioning, Disability and Health の訳。国際障害分類の改訂版として WHO が 2001 年に採択したもので、ICIDH の分類の視野を拡大し、マイナス面だけでなくプラス面も記述できるようにした分類。

### 国連障害者の十年

1981 年の国際障害者年を引き継いで、1982 年、国連が「障害者に関する世界行動計画」を採択し、その実施の枠組みとして 1983～1992 年の 10 年を「国連障害者の十年」と宣言した。 → 国際障害者年、障害者に関する世界行動計画

### 雇用促進奨励金

市内に居住する障害者、母子家庭の母等を雇用した事業主に対し、一定の期間奨励金を交付するもの。 → 職場実習奨励金

## さ行

### サービス等利用計画

障害福祉サービスや、地域相談支援を利用する障害者等が、障害福祉サービス等を適切に受けることができるよう、相談支援専門員によりケアマネジメントの手法に基づいて作成される計画。 → 相談支援専門員、ケアマネジメント

### 差別的取扱い

障害者差別解消法においては、「不当な差別的取扱い」として、例えば、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を禁止している。 → 障害者差別解消法

### 支援費制度

行政が障害者サービスを決定してきた「措置制度」を改め、平成 15 年 4 月から導入された障害者福祉の制度で、「障害者自立支援法（障害者総合支援法）」に基づく仕組みが導入される以前のもの。支援費制度においては、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用することとし、利用にあたっては、障害者等が市町村に申請してサービス種類ごとの支給決定を受けた後に指定事業者・施設の中から利用したい施設・事業者を選択し、契約のもとにサービス提供を受け、自己負担分を支払うとともに、施設・事業者は市町村に対して、支援費の請求を行う仕組みになっていた。 → 障害者自立支援法、障害者総合支援法

### 磁気ループ

磁気発生装置と補聴器の併用により聴覚障害のある人を支援する方法。マイクで拾った音声を大きな輪(ループ)にしたコードに流して磁気



を発生させ、そのループコードの範囲内であれば、磁気ループ対応の補聴器により音声を聞くことができる。

### 失語症会話パートナー

脳梗塞や脳出血などの脳血管障害や交通事故等による脳損傷の後遺症として話す、書く、聞いて理解する、読んで理解するなど、言葉に関することが以前のようにできなくなった人に対して、不自由なコミュニケーションを補いながら一緒に会話をする人、周囲の人や地域社会との仲立ちをして会話の手助けをする人のことをいう。

### 指定相談支援事業者

障害者総合支援法に基づく「特定相談支援事業」（障害者や家族等の相談や関係機関との連絡調整に加え、障害福祉サービスの利用に関する調整が難しい方に代わって、サービス利用のための計画を作成し、継続的な支援を行う事業）および「一般相談支援事業」（入所施設や病院からの地域移行支援や、単身者等の常時の連絡体制確保や緊急対応などを行う地域定着支援を行う事業）の指定を、市町村または都道府県から受けた事業者。指定特定相談支援事業者はケアマネジメントに従事する者として位置づけられている。 → ケアマネジメント

### 児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律。平成 24 年 4 月 1 日の一部改正により、障害児支援の強化が打ち出され、これまで障害種別等に分かれていた障害児施設（通所・入所）について一元化が図られた。また「放課後等デイサービス」や「保育所等訪問支援」が創設された。平成 30 年 4 月 1 日の一部改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務化された。

### 自閉症スペクトラム障害

現在の国際的診断基準の診断カテゴリーである広汎性発達障害とほぼ同じ群を指しており、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害を含む「連続体（スペクトラム）」として、本質的には同じ一つの障害単位と考えられている。典型的には、相互的な対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動の偏り（こだわり）の 3 つの特徴が現れる。 → 学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、発達障害、発達障害者支援法

### 市民後見人

親族がいない認知症の高齢者や知的障害などで判断能力が不十分な人の成年後見人になる一般市民のこと。 → 成年後見制度・第三者後見人、法人後見

### 社会的障壁

障害のある人が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものの中で、物理的、制度的、慣行的、観念的なもの全てを含む。

### 社会福祉基礎構造改革

増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、昭和 26 年の社会福祉事業法制定以来大きな改正が行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について見直した改革。具体的な改革の方向として「個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立」「質の高い福祉サービスの拡充」「地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実」を大きな柱としている。

### 社会福祉協議会

昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づいて設置

された社会福祉活動を目的とした非営利民間組織。都道府県、市区町村で、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力により活動している。

## 社会モデル

障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという障害の捉え方や考え方のこと。「社会モデル」では、例えば、足に障害をもつ人が建物を利用しづらい場合、足に障害があることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因（社会的障壁）があると考えられる。一方で、従来の障害の捉え方として、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという「医学モデル」がある。 → 社会的障壁

## 重症心身障害児（者）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にあるこどもを重症心身障害児という。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児（者）と呼ぶ。

## 住宅確保要配慮者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）では、住宅確保要配慮者として「低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者等」が挙げられている。しかし、地域によって、ここで列記した者以外にも、住宅を自力で確保することが難しい者が存在すると考えられる。

## 手話通訳（者）

手話を主なコミュニケーション手段とする聴

覚障害者等と、その他の人々との間に立って、コミュニケーションの仲介を行うこと、する者。

→ 要約筆記

## 障害者基本法

昭和 45 年に定められた心身障害者対策基本法を大幅に改正して制定された法律で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関するの基本となる法律。平成 23 年に改正され、これまで恩恵的な福祉施策の対象とされてきた障害者を「基本的人権を享有する個人」であるという観点から施策の主体としたこと、障害者の定義に「社会的障壁」を明記して障害の社会モデルの導入が行われたこと、さらに基本原則（差別の禁止）に「社会的障壁の除去」を掲げるなど、障害者権利条約の批准に向けて大きな転換がなされた。 → 社会的障壁、障害者権利条約

## 障害者基本法に定める「合議制の機関」

障害者基本法において、障害者計画や障害福祉計画の策定に係る審議、計画推進に係る調査審議等を行う諮問機関として条例で定めるよう位置づけられている組織。市川市においては、市川市社会福祉審議会がその位置づけと役割を担っている。

## 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的として、平成 24 年 10 月 1 日に施行。 → 障害者権利条約

## 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

2006年（平成18年）12月、国連総会において採択され、障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し推進するための措置を締約国がとること等を定めている。日本は2007年（平成19年）に署名し、2014年（平成26年）に批准している。

## 障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

昭和35年公布。障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じて、その職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、障害者の職業の安定を図ることを目的としている。

## 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定。施行は一部の附則を除き平成28年4月1日。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等と民間事業者に差別的取扱いの禁止を義務付け、さらに、国・地方公共団体等に合理的配慮の不提供の禁止を義務付ける内容となっている。 → 合理的配慮、差別的取扱い、障害者権利条約

## 障害者週間

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。

## 障害者就業・生活支援センター

障害のある方の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う。公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校等と連携しながら、障害のある方の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなどを行う。県が障害保健福祉圏域ごとに指定し、市川・浦安圏域ではNPO法人いちされんが受託。

## 障害者就労支援センター「アクセス」

一般企業に就労可能な障害者に対し、就労に関する支援を実施するとともに、障害者の家族及びその関係者、企業等に対し、支援及び相談・調整を行う。市川市の委託により平成12年6月より設置。

## 障害者自立支援法

平成15年に開始された「支援費制度」は、従来の措置制度から利用者によるサービス選択／利用者と事業者との契約によるサービス提供へ、障害者施策を大きく転換するものだったが、障害種別の縦割りのサービス提供でわかりにくい、各自治体の財政格差などから地域間格差がある、増え続けるニーズに対応できる財源が確保できない、などの問題があった。これらを解決するとともに、より総合的で効果的な障害者施策を

進めるため、平成 17 年 10 月末に成立し、平成 18 年 10 月から完全施行された法律。大きな柱は、障害者施策の一元化、利用者の利便性向上、就労支援の強化、支給決定プロセスの明確化、安定的な財源の確保などである。平成 25 年 4 月に、障害者総合支援法の施行に伴い廃止となった。 → 支援費制度、障害者総合支援法

### **障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして、障害者自立支援法をもとに平成 25 年 4 月 1 日（一部は平成 26 年 4 月 1 日）より施行。大きな変更点としては、難病等が障害者の範囲に含まれるようになったことや、「障害支援区分」の創設、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化などが挙げられる。 → 障害者自立支援法

### **障害者手帳（制度）**

心身に障害のある人が、一定の障害の状態にあることを証明することにより、各種の相談や福祉サービスなどの援護を受けやすくすることを目的として交付されるもの。障害の内容により身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の 3 種類があり、それぞれに障害の程度に応じた等級がある。 → 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

### **障害者に関する世界行動計画**

1981 年の国際障害者年の成果をもとに検討されたガイドラインで、1982 年 12 月 3 日第 37 回国連総会で採択された。ここでは、「障害の予防」

「リハビリテーション」「機会均等化」の 3 つの概念が整理され、世界各国の今後なすべき課題についての具体的な提案が、201 の項目にまとめられている。

### **障害者の機会均等化に関する標準規則**

1993 年 12 月、第 48 回国連総会で採択された。医療やリハビリテーション、教育、就労、社会保障など障害者にかかわる重要な課題について、各国が取り組むべき具体的な指針が示されている。ここでは、平等な参加への前提条件に理解の促進、医療、リハビリテーション、支援サービスをあげ、その目標分野にアクセス、教育、就労、所得・社会保障、家庭生活と個人の尊厳、文化、レクリエーション・スポーツ、宗教をあげている。

### **障害者の権利に関する宣言**

国連総会決議において、障害者の基本的人権と障害者問題に関する指針を示したもので、1975 年 12 月 9 日に採用された。障害者の権利として、①年齢相応の生活を送る権利、②他の人々と同等の市民権及び政治的権利、③可能な限り自立できるための各種施策を受ける権利、④医療、教育、職業訓練、リハビリテーション等のサービスを受ける権利、⑤経済的・社会的保障、一定の生活水準の保持及び報酬を得られる職業従事の権利、⑥特別のニーズが考慮される権利、⑦家族と共に生活する権利、⑧搾取や虐待から保護される権利、⑨人格・財産保護についての法的な援助を受ける権利などがあげられている。

### **障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）**

国、地方公共団体、独立行政法人が障害者のかかわる製品やサービスを優先的に購入するよ

うに義務づけた法律。2013年（平成25）4月に施行された。障害者の自立に向けた生活支援を目的とし、公的機関が優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定める。省庁や地方公共団体などの長は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、各年度の終了後には、その実績を公表することが義務づけられた。

## 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

障害のある人が住みなれた地域で偏見や誤解から生ずる差別を受けることなく、自分らしく暮らしていけるよう、何が差別であるかを明らかにし、第三者を交えた話し合いによる解決を基本とした仕組みを定めた国内初の条例。個別の差別事案の相談業務に当たる「地域相談員」の設置、地域で解決が困難な場合の「調整委員会」による助言、悪質な場合の知事による差別解消の勧告などが定められている。

## 障害保健福祉圏域

障害福祉サービスの実施主体は原則市町村であるが、サービスを面的・計画的に整備し、重層的なネットワークを構築するための市町村と県の中間的な単位を障害保健福祉圏域という。千葉県では、健康福祉センター（保健所）の区域を基本とした13圏域と、千葉市、船橋市及び柏市を加えた計16の圏域を設定しており、市川市は浦安市とともに「市川・浦安圏域」に属する。

### （小規模）作業所

一般就労が困難な障害者の働く場や活動の場として、当事者、家族、ボランティアをはじめとする関係者の共同の事業として、地域の中で生まれ運営されてきた。これらは共同作業所、小規模授産施設、福祉作業所などの名称でも呼

ばれ、法律に根拠をもたず、都道府県や市町村の補助を受けて様々な形態で運営されていたが、障害者自立支援法（障害者総合支援法）の施行により、障害福祉サービス（日中活動系サービス）や、地域活動支援センター等へと移行した。

## 情報アクセシビリティ

パソコンやスマートフォンなどによる情報の受けとりやすさ。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障害者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。

## 職場実習奨励金

市内に居住する障害者を、ハローワークのあっせんにより職場実習（職場における作業手順、知識及び技術を習得させ、作業手順に適応させる訓練）に5日以上受け入れた事業主に対し、奨励金を交付するもの。 → 雇用促進奨励金

## 触法障害者

障害者で犯罪を起こした者。

## ジョブコーチ

障害者の適性把握、作業能率の向上、コミュニケーションの支援、家族との連絡・連携、仕事内容・指導方法についての助言や提案等、障害者が安心して働けるように、また、事業所が安心して障害者を雇用できるように様々な支援を行う支援者。我が国では、平成14年に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」において「職場適応援助者（ジョブコーチ）事業」が制度化され、地域障害者職業センターがジョブコーチを派遣して支援を行う「配置型ジョブコーチ」に加え、平成17年の同法の改正により、福祉施設等の職員や、事業所が自ら配置するジョブコーチが助成金を受けて職場適応援助を行うことが可能となった。

## 自立支援協議会

市町村が実施する相談支援事業について、「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議」であり、相談支援体制の構築を図るとともに、事業の効果的な運営のために設置される会議である。市川市においては「市川市地域自立支援協議会」として平成20年3月に設置され、その後、平成25年4月に「市川市自立支援協議会」と名称変更。相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる協議を行い、障害者の地域で自立した豊かな暮らしを実現することを目的としている。

## 自立支援医療

従来の「更生医療」「育成医療」「精神通院医療費公費負担」を障害者自立支援法（障害者総合支援法）の下で新たに位置づけたもの。実施主体は、更生医療と育成医療は市町村、精神通院医療費公費負担は都道府県。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長から交付される手帳。障害の種類として、①肢体不自由②心臓、じん臓又は呼吸器の機能障害③ぼうこう又は直腸の機能の障害④小腸の機能の障害⑤ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害⑥肝臓の機能の障害があり、いずれも一定以上で永続することが要件とされる。また、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。なお、7級の障害は、単独では交付対象とならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、対象となる。 → 障害者手帳(制度)

## ストーマ用装具

腸や膀胱の病気の治療の結果、手術により腹壁に排泄口（ストーマ）を設けて排泄できるようにした際、便や尿を貯めておく使い捨ての袋。

→ オストメイト

## スマイルプラン

本市で作成する「個別の教育支援計画」のこと。「個別の教育支援計画」とは、発達に課題があるなど、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に、幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、保護者をはじめ、学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、必要な支援を行うためのツールとなるもの。小学校就学に当たり、こどものことで心配がある場合など、スマイルプランを使って就学前の支援の情報を小学校につなぐことができ、また、小学校から中学校、中学校から高等学校等への情報の引き継ぎにも使うことができる。

## 生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを示した法律。平成27年4月1日施行。

## 生活ホーム

千葉県が要綱で定めたもので、独立した生活を希望し、あるいは家庭における養育が困難な知的障害者に、居室を提供し、日常生活や社会適応に必要な各種の援助を行うもの。満15歳以上で、①就労している者、②施設、作業所等へ通所している者、③家庭では十分な養護、監護が受けられない者のいずれかに該当する知的障害者を対象とする。また、設置・経営主体は法人でなくても実施可能で、定員は原則4名以内とされている。 → ふれあいホーム

## 精神障害者保健福祉手帳

平成7年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正で同法第45条に規定された手帳で、精神障害者が一定の精神障害の状態であることを証する手段となり、各方面の協力を得て各種支援策を講じやすくすることにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。身体障害者手帳・療育手帳と異なり、手帳には2年の有効期限があり、2年ごとに医師の診断書とともに申請をし、手帳を更新する。診断書に基づき、診断書が書かれた時点での申請した当事者の能力障害、機能障害（精神疾患）の状態を精神保健福祉センターが判断し、手帳の支給・不支給ならびに、支給の場合は等級が決定される。等級は、障害の程度により、重い順に1級・2級・3級となっている。

→ 障害者手帳(制度)

## 成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

→ 第三者後見人、法人後見

## 成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）

平成28年4月15日公布、同年5月13日施行。この法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされている。

→ 成年後見制度

## セルフプラン

障害福祉サービスを利用する際に、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等に代わり、サービスを利用する本人や家族、支援者が作成する計画のこと。

→ サービス等利用計画

## 相談支援専門員

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行う者として、指定相談支援事業（特定・一般・障害児）への配置が定められている。相談支援専門員となるには、一定の実務経験と研修修了の要件を満たす必要がある。

→ サービス等利用計画

## た行

### 第三者後見人

成年後見制度により選任される後見人のうち、親族以外を指し、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職が多い。

→ 成年後見制度、法人後見

### 地域移行支援協議会

千葉県により、保健所圏域毎に設置されている医療・福祉・当事者・行政等の構成員による精神障害者地域移行支援協議会を指す。関係者同士、連携を図り、地域の資源に関する協議や研修、事例検討等を行っている。運営は指定一般相談支援事業者等に委託。なお、圏域内の総合調整役として、平成24年度までは地域体制整備コーディネーターを、平成25年度からは圏域連携コーディネーターを配置している。

### 地域ケアシステム

地域で支え合う新たなつながりや必要なサービスが総合的に提供されるよう、地域を再生し、

誰もが住みなれた家庭や地域で安心して生活を続けられる市川市独自の仕組みとして平成 13 年度にスタート。地域住民を中心とした地区社会福祉協議会を推進母体に、行政や関係機関が連携・協働しながらさまざまな取組みに挑戦している。

### 地域ケアシステム推進連絡会

市川市における地域ケアシステムの確立に向け、地区社会福祉協議会ごとに設置されている。地域の問題を地域で共有し解決に向けた検討を行う場であり、地域の担い手と市や市社会福祉協議会、多様な団体を巻き込みながら活動を展開している。

### 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、2025 年（平成 37 年）を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

### 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例

平成 28 年 6 月 28 日施行。聴覚に障害のある方の意思疎通のために使われる、手話等（手話、筆談等）を普及することを目的としている。県の責務として、聴覚障害者の社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及促進に努めるとともに、手話等を使用する者と連携し、手話等に対する県民理解の促進に努めなければならないと規定している。また、市町村は、聴覚障害者が日常又は社会生活を営むために必要かつ合理的配慮を行い、手話等の普及、環境の整備に努め、県民は手話等や聴覚

障害者に関する理解を深めるよう努め、事業者は、聴覚障害者にサービスを提供するときや雇用するときは、手話等の使用に関して配慮するよう努めるとされている。 → 手話通訳、合理的配慮

### 千葉県福祉のまちづくり条例

平成 8 年 3 月に制定され、全ての県民が福祉のまちづくりに取り組むよう意識高揚を図ること、高齢者や障害者が安全かつ快適に利用できる施設等の整備を進めることを定めている。また、公益的施設等の整備基準を定め、適合した施設からの申請により適合証を交付している。

### チャレンジドオフィスいちかわ

平成 22 年度より始まった市川市の事業で、働く意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障害者を、一定期間、市の非常勤職員として採用し、その実務経験を活かして、障害者就労支援センター「アクセス」との連携のもと、一般企業への就労につなげるもの。

### 注意欠陥・多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性・多動性を特徴とする行動の障害で、7 歳以前に現れ、その状態が継続し、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

→ 発達障害、発達障害者支援法

### 中核地域生活支援センター

こども、障害のある人、高齢者など一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を 24 時間 365 日体制で行う。千葉県の単独制度。

### 特別支援学校

「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成 19 年 4 月 1 日施行）に基づき、複数の障害種別



に対応した「特別支援教育」を実施することができる「特別支援学校」制度が創設された。これにより、従来の盲・ろう・養護学校は「特別支援学校」に移行し、児童生徒の重度・重複化に対応した教育の充実がはかられることとなった。なお、特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象とされる障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

### 特別支援教育

特別支援学校及び特別支援学級等における教育に加えて、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行うなど、一人一人のニーズに応じた教育。 → 学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、特別支援学校

### 特例子会社

障害者の雇用に特別の配慮をした子会社のことと、雇用される障害者が5人以上で、かつ、子会社の全従業員に占める割合が20%以上であるととともに、雇用される障害者に占める重度身体障害者及び知的障害者の割合が30%以上であることなどの要件が定められている。特例子会社を有する親会社は、特例子会社と通算して雇用率制度を適用することができる。

## な行

### 難病

社会通念上は、治療の難しい病をいう。難病法では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治

療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものと定義されている。

### 日常生活用具

障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具で、次の3項目（①障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの②障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの③用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの）を全て満たすもの。種目としては、①介護・訓練支援用具②自立生活支援用具③在宅療養等支援用具④情報・意思疎通支援用具⑤排泄管理支援用具⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）が挙げられる。

### ノーマライゼーション

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障害者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべきノーマル（正常）な姿であるとする考え方。またその実現に向けた運動や施策なども含まれる。

## は行

### ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）

病院、劇場、集会場、展示場、デパートなど不特定かつ多数の人が利用する政令が定める公共施設において、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレなどを高齢者や身体障害者が支障なく利用できるよう対策を促すもの。平成18

年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されたことに伴い、廃止された。 → **バリアフリー新法**

### **発達障害**

人間の発達過程において、認知や言語、運動、社会的な能力や技術の獲得に、偏りや遅れがある状態を発達障害という。自閉症、アスペルガー症候群や学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)のほか、これに類する脳機能障害が含まれる。 → **学習障害(LD)、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、発達障害者支援法**

### **発達障害者支援センター（CAS）**

自閉症等の特有の発達障害を有する障害のある人及びその家族等を総合的に支援するために設置された支援拠点で、発達障害のある人及びその家族等からの相談に応じるとともに、関係者の研修や関係機関等との連携等により地域の総合的な支援体制づくりの役割を担っている。千葉県では相談窓口を千葉市及び我孫子市の2か所に設置している。

### **発達障害者支援法**

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害や、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、その他これに類する脳機能障害で、その症状が低年齢に発現する発達障害に対して、早期発見と早期療育や学校教育・就労・地域生活に必要な支援と家族への助言、発達障害の啓発、都道府県での発達障害者支援センター設置など、その自立と社会参加の援助について国・自治体の責務を規定した法律(平成17年4月1日施行)。 → **学習障害(LD)、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、発達障害**

### **パブリックコメント**

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続き。行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

### **バリアフリー**

障害者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。 → **ユニバーサル(化)**

### **バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）**

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が統合され、施行された。高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

→ **ハートビル法**

### **ピアカウンセリング**

同じ悩みや障害を持つ仲間の相談に乗り、悩みや障害をその人自身で克服できるように援助すること。 → **ピアサポート**

### **ピアサポート**

ピア（peer）とは「仲間」という意味で、同じような障害、同じような体験をもつ仲間同士の支え合いのことを「ピアサポート」という。障害者団体・家族会等の活動や、当事者同士の

カウンセリング（ピアカウンセリング）、クラブハウス（当事者主体の運営による相互支援の場）等のさまざまな形態がある。専門家による支援とは別に、同じような経験のある立場からの共感性の高い支援が期待できる。 → **ピアカウンセリング**

### **避難行動要支援者**

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいう。 → **要配慮者**

### **びわこミレニアム・フレームワーク**

「アジア太平洋障害者の十年」の最終年にあたる2002年に滋賀県大津市で政府間会合が開催され、次期10年（2003～2012年）の行動計画となる「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択された。正式には、「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」。 → **アジア太平洋障害者の十年**

### **福祉サービス利用援助事業**

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な人の権利を守ることを目的として、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援等を行う事業。国庫補助事業名である「日常生活自立支援事業」（旧名「地域福祉権利擁護事業」）とも呼ばれる。

### **福祉施設**

各種の法律にのっとり、社会福祉のためにつくられた施設のこと。

### **福祉タクシー**

市川市の場合、重度障害者が、通院または会合等において、タクシーを円滑に利用できるよう個人タクシー・法人タクシーの協力を得て、タクシー料金の2分の1を助成している。

### **福祉的就労**

一般就労が困難な障害者のために配慮された福祉施設等での就労のことで、従来の体系の下では授産施設や小規模作業所など、障害者総合支援法体系の下では「就労継続支援（A型・B型）」「生活介護」「地域活動支援センター」の一部などがある。

従来の体系の下では、利用者の収入（工賃）が月額1万円にも満たない場合がほとんどであったが、新体系においては一般就労への移行促進とともに、福祉的就労においても雇用型を目指したり、目標工賃を定めるなど、水準の向上が図られている。 → **一般就労**

### **福祉避難室**

専門性の高い支援は必要ないが、体育館等での集団生活に何らかの配慮が必要な方を対象とし、市川市小学校区防災拠点内に設置されるスペース。 → **福祉避難所**

### **福祉避難所**

主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。市川市においては、福祉避難室での生活が困難な方を対象とし、開設する。 → **要配慮者、福祉避難室**

### **ふれあいホーム**

千葉県が要綱で定めたもので、精神科病院に社会的理由で長期入院している精神障害者や独立した生活を希望する精神障害者に対し、地域の中で住宅を提供し、日常生活や社会適応に必

要な援助を行うもの。県内に居住し、①日常生活上の援助を受けながら、地域で生活することが適当であること、②日常生活を送ることに支障がない程度に身辺自立ができていること、③日常生活を維持するに足りる収入があること、の3つの要件のいずれにも該当する精神障害者を対象とする。また、設置・経営主体は法人でなくても実施可能で、定員は原則2～3名とされている。 → **生活ホーム**

### **放課後保育クラブ**

就労等により、保護者が日中家庭にいない児童を預かり、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る施設・機能。

### **法人後見**

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」とする。）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行うため、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点がある。 → **成年後見制度**

### **法定雇用率**

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づいて定められた、企業の常用労働者に占める、雇用している障害者の割合のこと。常用労働者45.5人以上の企業においては、2.2%の法定雇用率を達成するよう努力しなければならないと定められている。この法定雇用率に達しない場合、雇用納付金を納めなければならない一方、法定雇用率を超えて障害者を雇用している企業には雇用調整金や報奨金が

支給される。 → **障害者雇用促進法**

### **(ホーム) ヘルパー**

日常生活に支障のある高齢者や障害者の家庭を訪問し、食事や掃除、排泄、入浴など、生活全般の介助を行う資格者のこと。

### **補装具**

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具の総称で、具体的には、義肢・装具・座位保持装置・盲人安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）・重度障害者用意思伝達装置などがこれにあたる。

### **ボッチャ**

ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う。障害によりボールを投げることができなくても、勾配具（ランプ）を使い、自分の意思を介助者に伝えることができれば参加できる。

## **ま行**

### **民生委員・児童委員**

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方法公務員（非常勤）であり、ボランティアで地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は

児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

## や行

### ユニバーサル（化）

ユニバーサルとは、「一般的であるさま」「全てに共通であるさま」「普遍的」といった意味で、ユニバーサル化とは、社会、制度、事物、概念などを文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用できるようにすることをいう。 → **バリアフリー**

### 要約筆記（者）

会議の席上での発言などを、同時に要約しながら文字にして示し、聴覚障害者への情報伝達を可能にすること、する者。 → **手話通訳・OHC**

### 要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。 → **避難行動要支援者**

## ら行

### ライフサポートファイル

障害のあるこどもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。

## 療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある児童及びその家族、障害に関し、心配のある方等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うことをいう。

### 療育手帳

知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの方に対する各種の援助措置を受けやすくするための手帳で、都道府県知事（政令指定都市にあってはその長）が発行する。身体障害者手帳については身体障害者福祉法に、精神障害者保健福祉手帳については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に、それぞれ手帳発行に関する記述があるが、療育手帳に関しては知的障害者福祉法にその記述はなく、昭和48年9月27日に当時の厚生省が出した通知「療育手帳制度について」（厚生省発児第156号厚生事務次官通知。のち、平成3年9月24日の厚生省発児第133号厚生事務次官通知として知的障害者に対する旅客運賃の割引制度の適用の関係で一部が改正されている）、同日の発児第725号「療育手帳制度の実施について」に基づき各都道府県知事（政令指定都市の長）が知的障害と判定した者に発行している。このため、障害の程度の区分は各自治体により異なる。18歳未満は児童相談所、18歳以上は知的障害者更生相談所が判定を行なう。 → **障害者手帳（制度）**

### レスパイトサービス

介護を要する高齢者や障害者を一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービスのこと。

## 路上生活障害者

様々な理由により定まった住居を持たず、公園や路上などを生活の場とする、いわゆるホームレスのうち、障害のある人。



## 第3次いちかわハートフルプラン

〔市川市障害者計画・第5期市川市障害福祉計画・  
第1期市川市障害児福祉計画〕

発行日 平成30年3月

企画・編集 市川市 福祉部 障害者支援課 こども政策部 発達支援課

発行者 市川市

〒272-8501

千葉県市川市南八幡2丁目20番2号

TEL 047-334-1111（代表）

いつも新しい流れがある 市川

